

## 技術系職員の民間建設関連企業等への再就職について

## 1 本県の状況について

## (1) 基本的な考え方

【公社等外郭団体への関与等に関する指針(H16.10行財政改革推進本部)】

## イ 人的関与

## (エ) 役職員への退職予定である県職員の紹介

常勤の役職員への退職予定県職員の紹介については、公社等からの要請に応じ、その必要性等を検討した上で、真に必要な場合に限定する。

【職員の建設業関連企業等への再就職の取扱いについて(H12年2月議会)】

- ・ 県と利害関係のある企業へ再就職する者に対しては、1年間、県の事業に対する営業活動に従事しないよう本人に要請を行うとともに、併せて、関係団体に対しても協力を要請している。

## (2) 技術系職員の再就職の状況

## 農林水産部

年度	技術系職員 退職者数	再就職者内訳						未就 職者
		公社等	公益法人等	建設社・工務社等	県再任用等	その他	計	
15	39	4	4	5	6	6	25	14
16	23	0	6	3	2	1	12	11
17	22	0	5	5	3	3	16	6
計	84	4	15	13	11	10	53	31

技術系職員は、農業、農業土木、林業等の職種である。

## 土木部

年度	技術系職員 退職者数	再就職者内訳						未就 職者
		公社等	公益法人等	建設社・工務社等	県再任用等	その他	計	
15	18	0	3	10	4	0	17	1
16	17	1	2	8	2	1	14	3
17	19	3	4	9	1	0	17	2
計	54	4	9	27	7	1	48	6

技術系職員は、土木、建築、電気等の職種である。

注：退職者数等は年度末の定年及び勸奨退職者。公社等は関与対象公社等を指し、公益法人等は公益的目的により設立された団体及びNPO等を指す。

## 2 他県の状況について

### (1) 宮城県

技術系職員の民間建設関連企業への再就職等については、特に禁止はしていない。ただし、営利企業に再就職した元職員は、退職後2年間は、県の職員に対し、当該営利企業に対して有利な取扱いをすることを要求、又は依頼することを自粛。

再就職者の公表状況

- ・平成16年度よりホームページ上で再就職状況を公表。(本庁課長級以上で退職した職員。)
- ・公表内容は、氏名、退職時の役職、再就職先、再就職先での役職、再就職日。

契約業務等に対する働きかけへの対応要領(H14.7.1施行)

契約業務等に当たり働きかけを受けた場合の対応について、考え方を定め、契約業務の透明性の一層の向上と県民の信頼の確保に資することを目的に制定。

導入に際して、事務局からは、「組織として対応することとし、文書は情報公開の対象にもなり得る。この要領を公表し、周知することで抑止効果はある」との説明がなされている。

### (2) 長野県

技術系職員の民間建設関連企業への再就職等については、特に禁止はしていない。ただし、退職後3年間は県への営業活動(情報の収集、名刺営業、入札への参加、自社技術、新製品等の紹介など再就職先企業の営業を目的として職員に働きかける行為)を自粛。

再就職者の公表状況

- ・平成14年度よりホームページ上で再就職状況及び退所者の再就職に関する取扱要領を公表。(公表対象は、本庁課長以上で退職したすべての職員。)

- ・公表内容は、氏名、退職時の役職、再就職先、再就職先での役職、再就職日、県関与の有無。

現在の状況

【長野県の入札制度改革 最終とりまとめ - H16.10.26長野県公共工事入札等適正化委員会】

入札制度改革後、次のとおり建設関連企業に再就職する技術系職員数が激減している。

建設関連企業への再就職の状況

	農政部	林務部	土木部	企業局	計
平成13年度末	1	1	7	1	10
14年度末	3	-	2	-	5
15年度末	-	-	-	-	-

建設関連企業への再就職者が減った理由は、指名制度を廃止したため、業者は発注担当者に指名してくれるよう働きかける必要がなくなり、発注機関の退職者を受け入れるメリットがなくなったためとみられる。

(3) 他都道府県の公表状況(ホームページで確認できたもの。)

秋田県

- ・本庁課長級以上で退職した職員で、各種団体及び企業への再就職の状況を公表。
- ・公表内容は、氏名、退職時の役職、退職日、再就職先、再就職先での役職、再就職日。

神奈川県

- ・退職時に管理職手当を受給していた者、各種団体及び企業への再就職の状況を公表。
- ・公表内容は、氏名、退職時の役職、退職日、再就職先、再就職先での役職、再就職日。

佐賀県

- ・本庁課長級以上で退職した職員で、県出資・出捐団体に転職した職員の状況を公表。
- ・公表内容は、氏名、退職時の役職、転職先、再就職先での役職、転職日。

熊本県

- ・ 団体への再就職の状況を公表。
- ・ 公表内容は、氏名、退職時の役職、退職日、再就職先、再就職先での役職、再就職日。

#### 宮崎県

- ・ 本庁課長級以上で退職した職員で、県出資の公益法人等に再就職した職員の状況を公表。
- ・ 公表内容は、氏名、退職時の役職、退職日、再就職先、再就職先での役職、再就職日。

#### 鹿児島県

- ・ 公社等外郭団体の役職員として再就職した県退職者の氏名等を公表。
- ・ 公表内容は、氏名、退職時の役職、退職日、年齢、再就職先、再就職先での役職、再就職日。

### 3 法制度との関係について

#### (1) 国家公務員の場合

「官僚の天下り禁止に関する質問主意書（平成18年5月29日提出 質問第283号）」 抜粋

- 1 官僚（国家公務員。以下同じ）の天下りの全面禁止がなぜできないのか。ここで「全面禁止」とは、現行制度のような制限規定、すなわち期間（2年）を限定した利害関係先への天下りの禁止（その期間内でも人事院の承認により許容）ではなく、ありとあらゆる天下りの禁止をいう。
- 2 憲法が保障する「職業選択の自由」とは何か。
- 3 官僚の天下りの全面禁止が、なぜ「職業選択の自由」に反するのか。  
（略）

「衆議院議員江田憲司君提出官僚の天下り禁止に関する質問に対する答弁書（平成18年6月6日受領 答弁第283号）」

#### 1から3までについて

憲法第22条第1項が保障する「職業選択の自由」とは、自己の従事する職業を選択し、その職業を遂行する自由をいうと解している。

国家公務員の再就職についての国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条第2項及び第3項の規定による制限は、公務の公正な執行の確保の観点から設けられているものであるが、「職業選択の自由」は、

退職した国家公務員を含め、すべての国民に保障されている基本的人権の一つであるから、公共の福祉のためにこれを制限する場合であっても、その内容は必要かつ合理的な範囲にとどまらなければならない。御指摘の「天下りの全面禁止」が国家公務員の再就職をおよそ一切禁止することを意味するものであるとすれば、現行国家公務員法の制限を大きく超えるものであり、目的達成のために必要かつ合理的な範囲内のものといえるかどうか疑問がある。

(略)

【参考資料】

国家公務員法（昭和22年法律第120号） 抜粋

（私企業からの隔離）

第103条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員は、離職後2年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間に在職していた人事院規則で定める国の機関、特定独立行政法人又は日本郵政公社と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。

3 前2項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

(2) 地方公務員の場合

- ・国家公務員と異なり、法律によって退職後の営利企業への就業制限はなされていない。

4 課題の整理

- ・再就職者の規制ができないのであれば、どうすべきか。
- ・入札制度の面から、談合への関与ができない、職員への働きかけが意味をなさなくすることはできないか。